

公立大学法人金沢美術工芸大学保有個人情報の保護に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日

法人規程第 87 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 個人情報保護の管理体制（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 個人情報の保護（第 5 条―第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 3 年条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の取扱いその他保有個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

第 2 章 個人情報保護の管理体制

（情報保護管理者）

第 3 条 本学に、保有個人情報の適正な管理を行うため、情報保護管理者を置き、事務局長をもって充てる。

2 情報保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

（保護担当者）

第 4 条 事務局に保護担当者を置き、職員のうちから情報保護管理者が指名する。

2 保護担当者は、情報保護管理者を補佐する。

第 3 章 個人情報の保護

（個人情報の保有の制限等）

第 5 条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（平成 22 年法人規程第 3 号）第 2 条で定める教職員及び公立大学法人金沢美術工芸大学非常勤教職員就業規則（平成 22 年法人規程第 4 号）の適用を受ける非常勤教職員（以下「教職員等」という。）は、職務上個人情報を作成し、又は取得するにあたっては、本学の業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 教職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 教職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（保有個人情報の安全確保の措置等）

第 6 条 情報保護管理者は、保有個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他保

有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、必要に応じ、保有個人情報の利用者の制限、保有個人情報の取扱いに関する必要な指示その他の合理的な安全対策を講じるものとする。

2 保有個人情報は、前項の利用者の制限が付されていない教職員等に限り取り扱うことができる。ただし、次の各号に掲げる行為については、情報保護管理者の指示に従い取り扱うものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 教職員等は、情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

4 教職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（利用目的の明示）

第7条 教職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第30条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 既に公表された事実であるとき。
- (4) 人の生命、身体、財産等の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるとき。

（適正な取得）

第8条 教職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第9条 保有個人情報を取り扱う教職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 前項の教職員等は、取り扱う保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（利用及び提供の制限）

第10条 教職員等は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 既に公表された事実であるとき。

- (4) 人の生命、身体、財産等の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるとき。
- (5) 国、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）に提供する場合において、提供を受ける者が、法令等（規則その他の規程を含む。）の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、明らかに本人の利益になるとき、その他特別の理由があるとき。

2 情報保護管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の教職員等に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 11 条 前条第 1 項第 5 号の規定による保有個人情報の提供は、行政機関等からの申請に基づき、情報保護管理者が行う。この場合において、情報保護管理者は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項後段に定めるもののほか、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、情報保護管理者は、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすとともに、安全確保の措置を要求し、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況の確認及びその結果の記録をし、又は改善要求等の措置を講ずるものとする。

（保有個人情報取扱い業務受託業者に対する措置要求）

第 12 条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、情報保護管理者は、受託者において保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられていることを確認し、かつ、書面により、受託者における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他個人情報の管理に関し必要な事項を確認し、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者が選定され、及び当該委託に係る契約書に次に掲げる事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、情報保護管理者は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

（事案の報告及び再発防止措置）

第 13 条 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の保有個人情報の安全確保の上で問題

となる事案が発生した場合に、その事実を知った教職員等は、速やかに情報保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、学長に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに学長に当該事案の内容等について報告するものとする。

3 学長は、前項ただし書の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告する。

4 情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

(点検、評価及び見直し)

第 14 条 情報保護管理者は、保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を学長まで報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた学長は、点検の結果を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための措置について、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、本学における個人情報の保護に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。